

○		就労支援サービス Employment Support Service	労働を取り巻く現状を踏まえたうえで、障害者および低所得者への就労支援に関する法律・制度を理解し、事例を通してその実際を学ぶ。	15時間/ 1単位	○						○	
○		権利擁護と成年後見制度 Advocacy and Adult Guardianship	成年後見制度を中心に、権利擁護の概要、憲法や民法等の法制度、関係団体・職種について理解する。	30時間/ 2単位	○						○	
○		更生保護制度 Probation Service	犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、再犯を防ぐための更生保護制度を学ぶ。また、更生保護における近年の動向について、事例等を活用して理解を深める。	15時間/ 1単位	○						○	
○		相談援助演習Ⅰ・Ⅱ Field Practice in Social Work PracticeⅠ・Ⅱ	相談援助に必要な技術を具体的事例や実技指導を通じて、実践力として習得する。	150時間/ 6単位		○					○	○
○		相談援助実習指導 Field Practice in Social Work Supervision	集団および個別指導にて実習先における事前理解をおこなう。また、実習施設で必要となる知識・技術を理解する他、実習終了後に現場体験を踏まえた総括をおこなう。	90時間/ 3単位		○					○	○
○		相談援助実習 Field Practice in Social Work	実習施設等において相談援助技術の実践をおこなう。	180時間/ 4単位				○	○	○		○
合計授業時数/単位数				要件該当授業時数/単位数								
1200時間/64単位				1200時間/64単位								

(1) 企業等と連携して行う授業における連携の基本方針

学生の多様化、実習先の増加に伴い、良い学びのために情報共有を積極的におこなう。今後も社会福祉士の活躍の場は広がることが予想されるため、連携先を広げていく。

(2) 企業等と連携して行う授業における連携内容

※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

相談援助演習・相談援助実習指導では、社会福祉士の活動領域や活動内容を知るだけでなく、そこで活動するために必要な知識や技術をグループワークや、卒業生・ゲストスピーカーへのインタビューなどを通じて学ぶ。また、対人コミュニケーションを通じて、自分自身の特徴を知ること、セルフケアについても学ぶ。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。

3 一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。

4 実践的授業方法の種別については、実施要項の3(6)の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。

5 授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。

6 合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目(必修・選択必修・自由選択を問わない)の合計単位時間数等を記入すること。

(1) 推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。

教職員においては、教育レベルの向上や更なる専門知識を得ることを目的に各種学会参加や研修への参加を奨励している。

本法人の定める教員研修規定において、教員の授業内容・教育技法の改善並びにクラス運営方法の向上、マネジメント能力を含む指導力の向上を目的としている。また専門職としてのスキルアップ等を図る目的で日本社会福祉士会や日本ソーシャルワーク教育学校連盟が主催する研修会への参加を行っている。